

自立支援医療（育成）意見書									
フリガナ 受診者氏名			性別	男・女	年齢	歳	年 月 日		
受診者住所									
病 名			発症年月日			① 先天性 ② 後天性 年 月 日			
障害の種類 （該当するものに ○をつける）		(1)肢体不自由 (2)視覚障害 (3)聴覚・平衡機能障害 (4)音声・言語・そしゃく機能障害 (5)心臓機能障害 (6)腎臓機能障害 (7)小腸機能障害 (8)肝臓機能障害 (9)その他内臓障害 (10)免疫機能障害							
障害の状況		〔 〕の状態であり、 身体障害者福祉法第4条別表の（ ー ）と同程度の 1. 障害を有する 2. 障害を残す恐れがある							
医療の具体的方針									
治 療	治療見込期間	年 月 日 から 年 月 日まで							
		入 院 治 療 期 間 通 院 治 療 回 数 並 び に 期 間 訪 問 看 護 予 定 回 数 並 び に 期 間				回 回	日間 日間 日間	通算	日間
	医療費概算額	入 院 治 療 費 通 院 治 療 費 訪 問 看 護 等				円 円 円	計	円	
移送費見込額		円							
医療費及び移送費合計額		円							
治療後における 障害の回復状況 の見込									
上記のとおり診断し、その医療費及び移送費を概算いたします。 年 月 日 指定自立支援医療機関名 電話番号 担当医師名 印									

※1 治療見込期間は、原則3か月です。特に必要と認める場合に限り1年未満の期間となります。
※2 経過観察や検査のみの入通院は対象になりません。

○身体障害者福祉法第4条別表に掲げる障害

1 次に掲げる視覚障害で、永続するもの

- ① 両眼の視力（万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測つたものをいう。以下同じ。）がそれぞれ0.1以下のもの
- ② 一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもの
- ③ 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの
- ④ 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの

2 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で、永続するもの

- ① 両耳の聴力レベルがそれぞれ70デシベル以上のもの
- ② 一耳の聴力レベルが90デシベル以上、他耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの
- ③ 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの
- ④ 平衡機能の著しい障害

3 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害

- ① 音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失
- ② 音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害で、永続するもの

4 次に掲げる肢体不自由

- ① 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で、永続するもの
- ② 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の2指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの
- ③ 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの
- ④ 両下肢のすべての指を欠くもの
- ⑤ 一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の3指以上の機能の著しい障害で、永続するもの
- ⑥ 1から5までに掲げるもののほか、その程度が1から5までに掲げる障害の程度以上であると認められる障害

5 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

6 法別表5のその他政令で定める障害は、次に掲げる機能障害とする。

- ① ぼうこう又は直腸の機能
- ② 小腸の機能
- ③ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能
- ④ 肝臓の機能

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第6条の17に掲げる障害

（上記に該当するものを除く）

7 先天性の内臓機能の障害

※ 将来において、上記別表に掲げる障害と同程度の障害を残すと認められるもの